

事務連絡
令和3年10月5日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等（以下「福祉サービス事業所等」という。）において、定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で社会参加に向けた支援対象者を受け入れる場合の考え方について、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により通知しているところで

す。

今般、別添のとおり、法務省保護局更生保護振興課保護調査官から、地方更生保護委員会事務局長及び保護観察所長宛て、自立準備ホーム（※）の開拓にあたっての参考情報として上記通知の内容を周知する事務連絡が発出されております。

管内の福祉サービス事業所等から、自立準備ホームとしての活用について照会があった場合においては、別添の事務連絡及び4部局長連名通知の内容に沿って、適切に取り扱っていただくようお願いいたします。

本内容については、管内の関係団体及び施設等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

※ 「自立準備ホーム」

保護観察所が、更生保護施設以外の宿泊場所を管理する事業者等に対し、行き場のない刑務所出所者等に対する宿泊場所の提供や自立のための生活指導等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」において、事業者が提供する宿泊場所